

平成目安箱への回答 No.15 避難所の開設について

担当主管課：危機管理対策室（内線 241）

| 要望等内容 | 回答 |
|--|--|
| <p>台風18号・19号の接近時に避難勧告の放送がなされました。早めの放送で良かったと思います。避難所が平常時でも歩いては行かない距離では使えないと思われます。地域の集会所を開けていただくと、必要と思われる方が迅速に移動を開始して、人命の救助率があがると思います。鍵を開けるのはその地域の鍵を預かっている人で構わないと考えます。</p> | <p>町政につきましては日頃より御理解、御協力いただきありがとうございます。</p> <p>さて、避難所の開設についてですが、10月6日に襲来した台風第18号の際は、接近を控えた前日から、事前の避難を希望される方のために自主避難所として大磯小学校、国府小学校の体育館を開設しました。その後、台風の接近に伴い町で避難勧告を発令し、追加の避難所として大磯中学校、大磯高等学校を開設しました。</p> <p>10月14日に襲来した台風第19号の際も、台風の接近を考慮して、早めに自主避難所として大磯小学校、国府小学校の体育館を開設し、自主避難者の受け入れを行いました。</p> <p>町が避難所として指定している施設は、前述のとおり学校となります。町の防災計画において対象施設を定めており、各施設には備蓄倉庫が備わっていることから、避難者を受け入れる体制が整っていることによるものです。</p> <p>一方、地域会館は、被災地域が限定的である場合などは町が避難所として使用することもあります。通常は地域の会館として地区の管理となっており、災害時に各地区の区長の判断で自主避難所として開設することもあります。現実に台風第18号の際は、複数の地区で地域会館を地区の自主避難所として開設されておりました。</p> <p>災害時の避難所として地域会館を利用することに関しては、お住まいの地区の区長等を中心に地域の中で相談し、地区の状況を踏まえた対応を検討していただきたいと思います。</p> |

目安箱受付日：H26. 10. 16

掲示日：H26. 11. 13